

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
株式会社 協和コンサルタンツ
東京都渋谷区笹塚1-62-11

2. 指名停止措置期間
平成25年11月22日から平成26年2月21日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

株式会社協和コンサルタンツは、東北方整備局三陸国道事務所発注の「三陸南部地区構造物外詳細設計業務」において、道路設計担当と構造設計担当との間で十分な連絡・確認を行わずに異なる横断形状により作業を進め、ランプの盛土と函渠工の土留め壁及びテールアルメの高さの相違に気づかないまま成果品を納入したため、当該成果品を使用して発注した工事の施工中に、ランプ下の函渠のテールアルメの高さが不足していることが判明した。このことにより、東北地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。また、建設コンサルタント業務等に関し「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」により、物品等の調達契約に関し「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」により、同要領の別表同号を準用して適用する。として、3ヶ月間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070